

指定 ユニット型介護老人福祉施設ハピネス五戸 運営規程

(趣旨)

第 1 条 社会福祉法人ファミリーが開設する指定介護老人福祉施設（以下『介護老人福祉施設』という）のハピネス五戸の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第 2 条 要介護（以下『入居者』という）の認定を受けた方に対し、適正なユニット型介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 運営の方針は次の通りとする。

- (1) 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の生活と入居後の生活が継続したものになるよう配慮しながら、各ユニットに於いて入居者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むように支援する。
- (2) 入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
- (3) 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- (4) 入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体勢の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (5) サービスの提供にあたってはその提供方法について理解しやすいように説明を行う。
- (6) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供を行う。

(名称及び所在地)

第 4 条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 ハピネス五戸
- (2) 所在地 青森県三戸郡五戸町姥堤 34 番 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 人（常勤・兼務）
管理者は、施設の従業者及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 2 人以上（非常勤・兼務）
医療に関する業務
- (3) 生活相談員 1 人以上（常勤・兼務）
日常生活の相談・指導業務
- (4) 介護職員 16 人以上（常勤・兼務）
生活全般に関する介護・相談及び援助
- (5) 看護職員 1 人以上（専従・兼務）
医療・保健衛生に関する業務
- (6) 管理栄養士 1 人以上（常勤・兼務）
献立・栄養指導に関する業務
- (7) 介護支援専門員 1 人以上（常勤・専従）
施設サービス計画の作成・管理
- (8) 機能訓練指導員 1 人以上（常勤・専従）
機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練業務

① 居住費・食費

利用者負担段階	利用者負担額（1日あたり）	
	居住費	食費
基準額	2,200円	1,450円

負担限度額認定証が発行されている方は、記載されている額を支払うものとする。

② その他

	料 金	備 考
嗜好等に関わる交通費	無 料	五 戸 町
		五戸町以外
嗜好等に関わる諸経費	実 費	公共交通機関を利用の場合
理 美 容	実 費	入場料等
ク ラ ブ 費	実 費	個人保管の作品材料費
出納貴重品管理費	1,000円	
電 化 製 品	1ヶ月、各600円	テレビ・冷蔵庫

（入居者側がサービスの提供を受ける際に留意すべき事項）

第 10 条 居室、設備、器具は本来の用法に従って利用する。

- (1) 施設内は禁煙である。
- (2) 飲酒は常識の範囲内で行う。
- (3) 対人、対物に危害を加えたり、迷惑な騒音を発する場合は契約解除になる場合がある。
- (4) 事業所内での他の入居者及び従業員に対する宗教活動及び政治活動は行なわない。

（衛生管理等）

第 11 条 感染症又は食中毒の発生及びまん延防止の対応は次の通りとする。

- (1) 感染症及び食中毒発生防止のための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し年 2 回研修を行う。

（協力医療機関等）

第 12 条 入居者の症状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院及び協力歯科医療機関を定める。

（秘密保持等）

第 13 条 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように措置を講じる。
- 3 入居者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

（苦情に対する対応）

第 14 条 サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付担当者を置く。

- 2 苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともにその内容等を記録する。
- 3 内容により保険者等の関係機関等に報告する。

(その他運営に関する留意事項)

第 22 条 従業員の資質向上を図るための研修の機会を設ける。

- (1) 従業員が医療、福祉関係の資格を有さない場合、認知症介護基礎研修を受講させるための措置を講じる。
- (2) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (3) 継続研修 年 2 回以上

(附則) この規程は、2024 年(令和 6)年 4 月 1 日より施行する。